

令和6年9月4日制定

(コンテンツに関わる権利)

- 1 京都外国語大学・京都外国語短期大学附属図書館貴重書デジタルアーカイブ（以下「デジタルアーカイブ」という。）に掲載しているコンテンツ（情報や画像等）の諸権利は、京都外国語大学・京都外国語短期大学附属図書館（以下「図書館」という。）が有する。

(画像データの私的利用)

- 2 利用者は、個人の調査・研究・学習を目的とする場合に限り、画像データ及びPDFのプリントアウト並びにダウンロードを行うことができる。

(私的利用以外の利用)

- 3 利用者は、私的利用以外に掲載、出展、放映など画像データの二次利用を希望する場合は、図書館に利用許可願を申請しなければならない。

なお、申請の際は下記の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請目的以外に使用しないこと。
- (2) 利用時は、図書館の所蔵であることを明示すること。
- (3) 申請目的以外で複製、保存、送信、貸与、配布及び改変しないこと。
- (4) 利用後は画像データを削除すること。
- (5) 利用して出版した場合、図書の場合は1部寄贈すること。
- (6) 利用して放映した場合は、当該番組をDVDに録画したものを1部図書館に寄贈すること。
- (7) 著作権法等を順守すること。

(不正利用の対応)

- 4 図書館は許諾を得ず、利用を行なった利用者に対し、著作物の無断利用を行ったものと判断し、法的措置を講じることができる。

(リンク)

- 5 リンクについては、以下のとおりとする。
 - (1) 利用者はデジタルアーカイブの各コンテンツページへのリンクを自由に行うことができる。ただし、営利目的及び公序良俗に反するページからのリンクは除く。
 - (2) 利用者がコンテンツ内の各画像データ及びPDFへの直接リンクを希望する場合は、事前に図書館へ申し出なければならない。

(免責事項)

6 免責事項については、以下のとおりとする。

- (1) デジタルアーカイブを利用したこと、あるいは利用できなかったことで生じた不都合、トラブル及び損害等について、図書館は一切責任を負わない。
- (2) デジタルアーカイブはシステムメンテナンスや図書館の都合により、予告なく閲覧できない場合がある。

(改廃)

7 このガイドラインの改廃は、図書館運営委員会の議を経て、館長がこれを行う。

附則

このガイドラインは、令和6年9月4日から施行する。